

# 民族区域自治制度からみる

## 国家・民族関係の現状と課題

星野昌裕

### はじめに

アメリカに本部をおくラジオ・フリー・アジアの報道によれば、二〇一〇年一〇月一九日、中国西部の青海省同仁県で数千人のチベット族学生が、民族の平等とチベット語の使用機会の拡大を求めてデモンストレーションを行った<sup>1)</sup>。抗議活動はその後も継起し、同じくラジオ・フリー・アジアの報道によれば、一〇月二二日には北京の中央民族大学のチベット族学生が「民族言語を保護して中華文明を発揚せよ」との慎重な言い回しのスローガンを掲げてデモを行ったという<sup>2)</sup>。

これら一連のデモの背景となったのは、中国の教育改革



のなかで少数民族の言語を如何に位置づけるかについての政策が発表されたことであった。二〇一〇年七月三日付『人民日報』に掲載された『国家中長期教育改革和發展规划纲要二〇一〇～二〇二〇』の第九章「民族教育」は、漢語と民族語のバイリンガル教育を大々的に推進することを示し、少数民族が自民族の言語で教育を受ける権利を保障するとしながらも、小学校就学前からバイリンガル教育に力を入れることを定めていた。こうした国家の方針を受けて、各地方政府が独自の中長期教育改革を定め、二〇一〇年九月に『青海省中長期教育改革和發展规划纲要二〇一〇～二〇二〇』が発表された<sup>3)</sup>。その第一項「民族教育」では、国家の中長期規画よりも具体的かつラディカルな方針が盛り込まれていた。すなわち、「国家通用言語」

を教学の主要な言語とすること、民族学校と普通学校の合併を推進すること、小学校では二〇一五年までに「国家通用言語」を「主」とし、自民族言語を「補」とするバイリンガル教育を実現すること、その環境をできるだけはやく中学校に引き上げること、などが示されたのである。ここでいう「国家通用言語」とは、漢語いわゆる中国語を指すものとして理解するのが自然であろう。

今回のデモンストレーションを通じて青海省のチベット族学生たちは、教育の現場において漢語を主たる教授用言語にしようとする政府の方針に異議を申し立てたわけだが、二〇〇八年三月にチベット騒乱が発生した際、國務院は各機関に対して民族政策が適正に執行されているかどうかを調べるよう通達をだしていた<sup>4</sup>。これを受けて青海省人民政府がだした通達では、少数民族が自民族言語・文字を使用する権利が保障されているかどうかを、検査内容の第一に掲げていた<sup>5</sup>。このことから、少数民族にバイリンガル教育を実施することがどれほどの慎重さを必要とするかについて、青海省人民政府もそれなりの危機認識を共有していたと思われるが、結果的にそれがうまく生かされなかつたといえる。

じつは新疆ウイグル自治区のように、こうした政策がすでに実行に移されてきた民族自治地方もある。新疆ウイグル自治区の民族教育において、漢語教育重視の傾向が強

まったのは一九八〇年代末のことで、この頃から少数民族の漢語学習開始年齢を引き下げることについて試験的な運用が試みられたという<sup>6</sup>。一九九一年一月に出された國務院の通知では、少数民族の言語と文字を教授用言語に用いている地区では、バイリンガル教育を確実に推進し、全国で通用する普通語の普及に努めることが示されていた。新疆では、一九九二年頃から教授用言語として漢語が用いられるようになり、二〇〇二年以降大学レベルでは教授用言語の漢語化が進んだ。さらに二〇〇四年三月に新疆ウイグル自治区で発表された「バイリンガル教育事業の大々的推進に関する決定」によつて、小中高レベルでも教授用言語の漢語化を推進することが決められた。これに伴い、第二言語としての漢語運用能力をはかるHSKのスコア獲得が幼稚園から大学までの少数民族教員に課されるようになり、普通学校と民族学校の合併も進められてきた。もちろんバイリンガル教育だけが唯一の要因ではないが、二〇〇九年七月にウイグル族の不満が大規模な騒乱となつて発露されたことは記憶に新しいところである。

中国政府は、民族政策の要である民族区域自治制度の優位性を説明し、少数民族の文化がしっかり保持されていることを強調する。一九九八年に江沢民は、中国数千年の歴史において現在の民族政策は最もすばらしく、世界の他の国々と比較しても中国の民族政策は最も成功している、と

述べている。<sup>8)</sup> そうだとすれば、建国以来一貫して民族区域自治制度がとられてきたにもかかわらず、ここ数年少数民族の公的異議申し立てが継起するのはなぜなのか。民族区域自治制度とは本当に少数民族に対する優遇策だったのだろうか。本稿ではこの問いを明らかにするために、民族区域自治制度を歴史の視点からとらえなおし、この制度の本質を考察することにした。

## 一 民族区域自治制度と対外的安全保障

### (一) 中華人民共和国建国と少数民族地域の統合

一九四九年一〇月一日に中華人民共和国が建国されたとき、そのもつとも重要な政治課題は、領域的にも制度的にも、如何にしてまとまりのある一つの国家を作り出していくかであった。その上で非常に大きな制約の一つとなったのが、周恩来が述べたように、「多くの少数民族の住む地域が、なお解放されていない」ことだった。現在の民族自治地方には五つの自治区、三〇の自治州、一二〇の自治県などがあるが、中国の公式説明によれば、このうち建国以前に誕生していた主な民族自治地方は、一九四七年五月の内モンゴル自治区だけである。<sup>10)</sup>

しかし、その時点の内モンゴルでさえ、中国共産党の正

史が説明するほど政治的社会的統合が完全だったわけではない。中国共産党の組織化も不十分で、内モンゴルという名称で示される領域も今日のそれにくらべてはるかに狭いものだったのである。

日中戦争終結直後の内モンゴルには、モンゴル人民共和国との合併によって、統一国家の独立を目指す民族運動が存在した。<sup>11)</sup> その運動の中核を担ったのは、内モンゴル人民革命党であった。内モンゴル人民革命党のメンバーは、モンゴル人民共和国との統一と独立を希求したが、その目的を達することはできなかった。その最大の要因となったのは、ソ連や中国といった大国がそれぞれの利害関係に基づいて内外モンゴルの地域的枠組みを決定したことであった。そこで内モンゴル人民革命党のリーダーたちは、中国国内の二大勢力、すなわち中国国民党と中国共産党に接触し、自らの利益を最大限に保障してくれる勢力との関係構築を模索しはじめた。最終的に内モンゴル人民革命党は中国共産党をその交渉相手とし、一九四七年五月一日の内モンゴル自治政府樹立にあたっては、中国共産党員だけでなく、内モンゴル人民革命党の流れをくむ指導者たちもそのリーダーシップに加わることになった。また、内モンゴル人民革命党と中国共産党組織との関係をいかに再編するかの問題に関しても、内モンゴル人民革命党の解散が決められたものの、新たに作られた組織は内モンゴル共産党工作

委員会（一九四七年七月）であった。それは中国共産党の名称をもたない組織だったのである。内モンゴルに中国共産党の名がついた党組織が誕生したのは、建国から二か月たった一九四九年一月二日のことで、中国共産党中央内モンゴル分局が樹立されたときのことである。中国共産党の正史は、一九四七年五月一日の「内モンゴル自治政府」の樹立を「内モンゴル自治区」の誕生した日と説明しているが、このような後づけ的な説明では、当時の政治社会状況を正確に掌握することはできない。

このように中国共産党による地域統合が比較的早くに進んだ内モンゴルでさえ、その政治基盤が決して盤石ではなかったことからわかるように、中華人民共和国建国以後の政治プロセスには、民族地域の広大な居住エリアを如何にしてその支配下におさめていくかという大きな政治課題が含まれることになったのである。

## （二）少数民族をとりまく諸構造

この政治課題が、中国の国家統合においてどれほど重要な意味を持つかを理解するには、少数民族が居住するエリアの広大さや、少数民族人口の特徴などを理解しておく必要がある。その具体的なデータを、現在の民族自治地方の統計から確認しておこう。

現在の中国は五六民族による多民族国家であり、このう

ち漢族を除く五五の民族を少数民族と呼ぶ。少数民族の伝統的な居住地域は、一九四九年の中華人民共和国建國後、徐々に再編され、一九五四年の「憲法」制定で、行政レベルに応じて自治区、自治州、自治県に分けられ、これらを総称して民族自治地方と呼ぶことになった。

これら民族自治地方の面積をすべて加えると、じつに中国全土の六四％もの領域となり、とりわけ新疆ウイグル自治区（同一六％）、チベット自治区（同一二％）、内モンゴル自治区（同一二％）の三つの自治区だけで国土の四〇％を占めているのである。

民族自治地方の特徴はただ広大な面積をもつだけではない。地政学的にみた場合、その分布が極めて重要である。大陸国家の中国は、周辺国と陸地で接しているが、陸地国境線の二四％を新疆ウイグル自治区、一七％をチベット自治区、一八％を内モンゴル自治区といったように、この三つの自治区だけで陸地国境線の約六〇％を占めている。これに少数民族の居住地が多い雲南省などの陸地国境線を加えれば、少数民族の居住地が陸地国境線をほぼ独占しているといっても過言ではない。

また、人口数に目を転じると、二〇〇〇年の人口統計<sup>12</sup>によれば、少数民族人口は一億四四九万人で総人口の八・四％であった。しかし、個別の民族人口を見てみるとチベット族が五四二万人、ウイグル族が八四〇万人、モンゴ

ル族が五八一万人であるように、中国の北方に隣接するモンゴル国の二七〇万人をはるかにしのぐ人口数を有しているのである。文字通りの「少数」民族も存在するが、チベットやウイグルなど騒乱を起こしやすい民族についての「少数」とは、一二億人の漢族との相対的な関係でしかなく、彼らが独立した国民国家を構成していたとしても何ら不思議はないほどの人口数である。

さらに、イスラム教を信仰するウイグル族、回族、サラル族、伝統的仏教観を有するチベット族など、少数民族は宗教、言語、文化、歴史などの面で民族の独自性を維持しており、こうした多様性は国家からの遠心力として作用しやすいのである。

### (三) 対外的安全保障に規定される民族区域自治制度

中華人民共和国建国以後の政治社会変動で、例えば人口数などは建国時に比べて大きく変動しているが、それも相對的人口数の多寡という観点に立てば一つの国家構造とみることができるとしてよい。したがって、上記に述べた少数民族をとりにまく社会構造は、中国という国家のありかたを規定する普遍的な構造といつてよい。こうした多民族性ゆえの社会構造を、中国共産党はどのようにその支配下に組み入れようとしてきたのだろうか。

中国共産党は、一九二一年の結党から一九四九年の中華

人民共和国建国までの二八年間、非漢族が居住する膨大なエリアを如何に統治するかについて、日中戦争の展開や中国国民党との関係に影響を受けて、民族自決権を承認して分権的な連邦制をとるか、中央集権下で限定的な自治を認める制度にするかで揺れ動いてきた。

中国共産党が、これらの点にはじめて言及したのは、結党翌年の「中国共産党第二回全国大会宣言」(一九二二年七月)においてだった。<sup>13)</sup>すなわち、中国本土の各省には連邦制を採用できないが、漢族と異なる経済生活を営む民族を、未統一状態の中国へ強引に取り込むことは軍閥の地盤を拡大することにつながるとして、モンゴル、チベット、新疆などの連邦制の可能性を示したのである。具体的には、(1)中国本土を統一して民主共和国とし、(2)モンゴル、チベット、新疆の三つの地域では自治を實行して民主自治邦を樹立し、(3)その後、連邦制の原則に基づいて中国本土、モンゴル、チベット、新疆からなる中華連邦共和国を樹立するとの方針を示したのである。しかし、加々美光行氏が指摘したように、二全大会で示された民族政策は「理論的にはなお未成熟なレベルにとどまるもの」<sup>14)</sup>で、民族自決権の承認を具体的に展望したのは、一九二七年の第一次国共合作崩壊後のことだった。

一九二八年七月の「中国共産党第六回大会政治議決案」<sup>15)</sup>は、各民族の自決権を承認する方針を示し、それは、一九

三〇年五月の全国ソビエト区域代表大会政治決議案と一九三一年一月の「中国国内の少数民族問題についての決議」へとつながった。この決議は、少数民族の自決権を承認し、モンゴル、チベット、新疆、雲南、貴州などの一定地域において漢族以外の人口が大多数を占めている場合、(1)中華ソビエト共和国から分離して単独国家を樹立するかどうか、(2)中華ソビエト連邦に加入するかどうか、(3)中華ソビエト共和国内で自治区域を樹立するかどうかは、各民族の決定事項であるとした。独立を含めた広い自決権をはっきり示そうとする方針は、同時に採択された「中華ソビエト共和国憲法大綱」でも示された。

しかし中国共産党は、日中戦争の本格化と国共合作の可能性が模索されはじめた頃から、民族自決権や分離独立権に関する政治姿勢をネガティブに変え始める。一九三七年二月三日に中国共産党中央は「綏遠地方での抗日戦遂行と国共合作の成熟という状況変化に鑑み、モンゴル工作における過去の策略を変えねばならない」との指示をだすが、この背景には中国国民党と連携して抗日政策を優先するに、少数民族の自決承認につながる政策は得策ではないとの判断があった。それを踏まえて、一九三八年一〇月の「新段階論」ではモンゴル、回、チベット、ミャオなどの各民族が漢族と同様の権利をもち、自らの事務処理を管理できること、そのうえで漢族とともに統一的な国家を打ち

立てていく方針を示した。新段階論は、統一国家という枠組みのなかで少数民族地域を統合していく政治方針を示したものと言え、やがて民族区域自治制度をたちあげる大きな道標となった。この流れを受けて、例えば一九四一年五月一日の「陝甘寧辺区施政綱領」では、政治、経済、文化面での民族平等の原則をうたって、モンゴル族と回族の居住地に「自治区」を樹立して、宗教信仰や風俗習慣を尊重することを決めている。

終戦直前の一九四五年四月に発表された「連合政府論」では、新民主主義段階における国家と政権の問題には連邦の問題が含まれるとし、各民族が中華民主共和国連邦を組織すべきであると述べ、少数民族の待遇を改善し、民族自決権および自発的希望の原則のもとで、各少数民族に漢族との連邦国家を建設する権利を与えるとした。しかし、一九四五年秋には、内モンゴルを統合するプロセスにおいて、中国共産党は区域自治を実施する方針を示しており、地域統合を推進する現場で民族自決権が掲げられることはなかった。それは、後年「連合政府論」の内容が書きかえられていることにも示されており、一九五三年発刊の『毛沢東選集』に収録されている「連合政府論」では原文と比べて、「国内少数民族の待遇を改善し、それぞれの少数民族に民族自決権および自発的希望による原則のもとで、漢民族と連邦国家を建設する権利を認めるように要求する」

の部分、「国内少数民族の待遇を改善し、各少数民族に民族自治の権利をあたえる」とされ、「新民主主義の国家問題および政権問題には、連邦の問題が含まれる。中国領域内の各民族は、自発的希望と民主主義の原則に基づいて、中華民主共和国連邦を組織し、またこの連邦の基礎の上に、連邦の中央政府を組織すべきである」の部分は全文が削除された。つまり、一九四五年春に語られた連邦制や民族自決の方針は、建国後の民族政策の指針にはならなかったのである。

この点に関して、一九四九年九月七日に周恩来は、「今日、帝国主義者が我々のチベット、台湾、新疆を分裂させようとしている。このような状況において、我々は各民族が帝国主義者の挑発に乗らないことを希望する。このため、我々の国家の名称は中華人民共和国とし、連邦とはしなかったのだ」と国家名称を決めた際の議論を紹介し、さらに続けて周恩来は「我々は連邦制をとらないが、民族区域自治によって民族自治を行使する権力を認めるのだ」と民族政策の基本方針に言及したのである。つまり、中国共産党は内戦に勝利し現実的な国家制度の構築に迫られると、対外的安全保障を最優先する立場から連邦構想を放棄し、少数民族地域を社会主義的中央集権下の一地方として統治する非連邦制国家の樹立を決定したのである。

## 二 民族区域自治制度の歴史的展開

### (一) 二つの理念が共存する民族区域自治制度

建国時に導入の決まった民族区域自治制度の概要を示せば、それは、社会主義的中央集権の単一国家制度を前提とし、少数民族の自決権や分離独立権を認めないかわりに、一定地域に集居する少数民族に民族自治地方（自治区、自治州、自治県）の設置を認め、これら民族自治地方へ居住することを条件に少数民族に一定の自治権と優遇策が与えられた制度であると説明できる。しかし、民族区域自治制度が対外的安全保障を最優先に連邦制を否定するかたちで導入された制度であることからわかるように、この制度を少数民族に対する単純なアフアーマティブアクションと位置づけてしまつては、この制度、さらには中国の民族政策の本質を読み解くことはできないといえる。

一九五二年八月に制定された「民族区域自治実施要綱」において、民族区域自治制度の本質を考へるうえで着目しなければならないのは、条文の第五条と第一二条である。なお、「要綱」では「自治区」という名称だけが使われているが、その後一九五四年の「憲法」で行政レベル別に自治区、自治州、自治県に分けられ、民族自治地方と総称された点に留意していただきたい。

まず第五条において、その地方の経済・政治等の必要に基づき、かつ歴史的事情を考慮して、各民族自治区内には部分的に漢族住民区とその都市を含むことができる」とされた。そのうえで、各民族自治区内における漢族集居区の政権機関は、全国一般の現行制度を採用し民族区域自治を実施する必要はないこと、また自治区内の漢族がとくに多い地区では、民族民主連合政府を樹立しなければならぬことが明記されている。

つぎに第一二条では、各民族自治区の人民政府機関は、自治を実行する民族を主要な構成員として組織し、同時に自治区内の適当数のその他の少数民族と漢族を含まなければならぬとされている。なお、この条文からわかるように、「自治を実行する民族」とは、その他の少数民族および漢族以外の主体的民族のことを指しており、事実上それは民族自治地方の名称に付け加えられる民族のことと理解できる。

この二つの条文が意味しているのは、民族自治地方の樹立にあたって、その地域に漢族居住者が存在することを認めていたことであり、さらにそうした漢族が持ちうる政治的な権利を条文によって保護した点にある。それは、民族区域自治を実行する民族の政治的役割を相対的に低下させかねないものだった。

つまり民族区域自治制度とは、民族自治地方の「少数民族

族を優遇する民族自治」という理念と、民族自治地方内で漢族を含む「各民族を平等に扱う区域自治」という理念を融合した統治システムになったのである。

しかし、現実の政治過程でこの対立概念的な二つの理念を両立させることは極めて難しく、中国政治全体の政治路線の変動に影響を受けながら、「民族自治」か「区域自治」かのどちらか一方に、民族政策の重点がおかれることになったのである。

## (二) 毛沢東時代の民族区域自治制度

中華人民共和国建国直後の民族政策は、少数民族地域の諸改革を慎重で緩やかに実施していく方針をとっていた。しかし、例えば少数民族地域における土地改革などは慎重で緩やかであるどころか、当初の中央指導者の意図に反してかなり早く進展した事実を目を向けなければいけない。

一九五六年九月の中国共産党第八回全国代表大会における劉少奇の政治報告では、三五〇〇万あまりの少数民族人口のうち、二八〇〇万人が居住する地域では集団化による社会主義改造がほとんど完了し、二二〇万人の住む地域でも社会主義改造が進められている、と説明された。この報告にしたがえば、一九五六年時点で少数民族人口のおよそ八〇%に及ぶ地域で社会主義改造が完了していたことになる。この時期の報告は、社会主義改造の達成を誇張してい

る可能性もあり、この数字自体はより控えめにみる必要があるかもしれない。それにしても慎重で緩やかという政策のわりには、かなり性急な改革が行われたことを印象づける報告である。

チベットの統合についても、一九五一年五月二三日の「二七条協定」第四条で、チベットの現行政治制度に対して中央は変更を加えないこと、ダライ・ラマの固有の地位および職権にも変更を加えないことが示され、第一条ではチベットに関する各種改革を中央が強制しないこと、チベット地方政府がみずから進んで改革を進め、人民が改革の要求を提出した場合、チベットの指導者と協議する方法によってこれを解決するとされていた。しかしその後の政治変動の影響を受けて、結果的には急進的なプロセスを通じて諸改革が断行されていった。建国直後のチベットには、政治や宗教の特殊性が考慮されて民族区域自治制度の導入が見送られた。しかし、チベットが中華人民共和国の一部であるとの認識が大前提となっていたため、毛沢東は早くから軍の進駐が必要と判断していた。一九五〇年一月に抵抗の激しい昌都（チャムド）地域を制圧してチベットへ進駐しつつも、当初はチベット社会におけるダライ・ラマ一四世の影響力を考慮し、彼を中心とした特殊な政治システムを容認する方針をとった。しかし衝突が激しくなるとその政治システムを廃して民族区域自治制度に取りこ

むことを決め、一九五六年四月にチベット自治区設立準備委員会を設置した。この延長線上の一九五九年三月一日にダライ・ラマ一四世の身を案ずる市民が抗議の声をあげて衝突が拡大すると、ダライ・ラマ一四世はインド亡命を決意した。これ以後中国政治の左傾路線の影響もあってチベットの社会主義化が急速に進み、一九六五年九月にチベット自治区が成立し、民族区域自治制度に完全に組み込まれるにいたった。

一九六六年に始まる文化大革命では「民族自治」が機能不全に陥るが、それを内モンゴル自治区における政治体制の視点から跡づけてみよう。一九四九年一〇月の中華人民共和国建国以後、内モンゴル自治区の政治指導体制は、モンゴル族のウランフを中心に編成されてきた。ウランフは早くからのベテラン黨員で、建国前の内モンゴル統合プロセスにおいて、中国共産党の代表者としてモンゴル民族主義者の台頭を押さえ込む任務を遂行した。以来、中国共産党のみならず政府と軍も含めた内モンゴルの最高ポストを独占し、中央の要職も多数兼任してきた。ウランフが党第一書記、人民政府主席、自治区軍区司令など、自治区における党政軍の最高ポストを掌握するウランフ体制とも言うべきこの政治指導体制は、文化大革命が始まるまで続いていた。しかし、文化大革命がはじまると、ウランフは資本主義の道を歩む実権派として批判を受け、党・政・軍など

すべてのポストから解任された<sup>(27)</sup>。一九六六年七月二七日に党中央華北局が作成した「ウランフの誤りの問題に関する報告」などによると、民族分裂活動を行って独立王国を樹立しようとしたこと、腹心を自治区党政機関の要職に優先的に配置して、とくに漢族幹部に打撃を与えたことなどが解任の理由とされた<sup>(28)</sup>。この結果、革命委員会などの設置によって、党・政・軍の主な権力が漢族の指導者に掌握されることになった。文化大革命期におけるこうした政治体制の変容が極めて重要な意味を持つのは、これを機に、改革開放以後の民族自治地方の実質的最高ポストである党書記については漢族幹部が登用される傾向が強くなったからである。

### (三) 改革開放時代の民族区域自治制度

一九七八年一二月に改革開放がスタートすると、毛沢東時代の三〇年間において「民族自治」の部分があまりにも機能しなかったことから、「民族自治」の回復が目指されるようになった。一九八二年の「憲法」のほかにも、一九八四年には「民族区域自治法」が制定され、民族自治地方の人民代表大会において主任か副主任、政府機関においてはその首長を、自治を実行する少数民族が担当することが決められた。また全国人民代表大会代表の選出に際しても、各民族に議席が確保されることになった。しかしその一方

で、民族自治地方の党書記については民族籍規定が設けられなかったため、党は漢族、国家機関は少数民族という政治体制が慣例化していった。つまり、国家機構という表向きのポストを少数民族に与えながら、党組織という実権のあるポストを漢族が押さえるシステムが形成されてしまっている。少数民族にとつて中国共産党の一党支配体制とは、漢族による政治権力の独占にほかならないものとなったのである。民族区域自治法の制定や、胡耀邦党総書記らの努力によつて、一九八〇年代は「民族自治」の実現が模索された側面もある。しかし、国家機構において「民族自治」をみせながら、党組織においては「区域自治」を優先した政治手法は、「民族自治」の実現に期待値を高めた少数民族に、かえつて「民族自治」の形骸化という不満を蓄積させることにつながった。

一九八七年から一九八九年の一年半にわたつて継起したチベット問題は、一九八〇年代における代表的な民族騒乱であるとともに、「民族自治」の回復を目指した民族政策の限界を露呈するものでもあった。結局中国共産党は、この時期のチベット問題を封印していくプロセスを通じて、「区域自治」優位の民族政策へ決定的な転換を図つたのである。

一九八七年九月二一日にダライ・ラマ一四世がアメリカ下院で五項目平和提案<sup>(29)</sup>を発表した直後の九月二七日と一〇

月一日に、チベット自治区ラサで民族騒乱が発生した。中国外交部報道官が「少数の分裂主義分子がダライ・ラマ一四世のアメリカ訪問にあわせて行った意図的な騒乱である」と表向きに非難する一方で、趙紫陽中国共産党総書記(当時)は、チベット騒乱が長期にわたる「左」傾路線の結果として発生した可能性も否定できないとの認識を示して、パンチェン・ラマ一〇世をラサに派遣し問題の処理を託した。<sup>(31)</sup>パンチェン・ラマ一〇世は、一九八八年一月から二月にかけてチベットを訪問し、ラサで発生した騒乱の原因として、改革開放期のチベット政策にも誤りがあったことを認めて騒動の沈静化を図り、ラサの主要な寺院に対して、文化大革命で失われた文物や没収財物に対する処理、とりわけ老僧侶に対する生活補助など実施した。<sup>(32)</sup>その後、ラサの主要寺院の代表者から意見を集約したが、チベットは歴史的にみて独立国家であり、独立を求めてデモに参加した僧侶たちに罪はなく、即刻釈放すべきであるなどの反発の声が根強かった。<sup>(34)</sup>

一九八八年三月にラサで再び騒乱が発生したことで、中国政府はチベットの主たる不安定要因が寺院と僧侶にあるとの認識を深めて、寺院と僧侶への管理体制を強化した。<sup>(35)</sup>そして二月二九日のチベット工作に関する中央の指示において、チベット問題は「敵対矛盾」に位置づけられた。<sup>(36)</sup>ちようどこのタイミングでチベット自治区党委員会書記に

任命された胡锦涛(現国家主席)の任務は、まさにチベットを「安定」させることにあり、一九八九年三月五日から七日にかけてラサで再び騒乱が発生すると、戒厳令(一九九〇年五月一日に解除)によってチベット騒乱を封じ込めたのである。

一九八九年六月四日の天安門事件をまたぎ、江沢民を党総書記とする新たな中国共産党中央政治局常務委員会は、同年一〇月に「チベット工作會議紀要」を作成した。この「紀要」は、チベットで発生した騒乱は国内外の勢力が連携して国家の分裂、共産党への反対、社会主義の転覆を企てようとした深刻な政治闘争だとの認識を示して、チベット騒乱はもはや文化大革命などの「左」傾路線の結果によって引き起こされたものとはいえないと結論づけた。<sup>(37)</sup>現在この「紀要」は、江沢民政権以降のチベット政策と民族政策の基本方針という重要な地位を与えられており、このとき以来現在に至るまで、中国の民族政策は「区域自治」を基調に少数民族を中華文化へ一体化させていく方針が継続的に運用されつづけているのである。

### 三 現代中国における民族区域自治制度

#### ——新疆ウイグル自治区を例に——

#### (一) 新疆ウイグル問題に対する中国指導者の認識

江沢民党総書記（当時）は、二〇〇〇年一月一日に中国共産党第一五期五中全会の閉幕後、新疆の民族問題についてかなり長文の講話を発表している。<sup>(39)</sup>この講話で示された新疆ウイグル問題に対する中国の認識はつぎのようにまとめられる。

第一に、一九九〇年代以降、国際情勢の変化に影響を受けて「民族分裂主義勢力」の活動が活発化し、新疆ウイグル自治区での「反分裂闘争」が比較的厳しい時期に入ったとの認識を示している。すでに論じたように中国政府は一九八〇年代末から一九九〇年代初頭にかけてチベット問題への対応を変化させていたが、この認識が示すように、この時期に民族問題への危機意識を強めたのはチベット問題に限ったことではなかったのである。新疆ウイグル問題においてこうした認識を強めたのは、一九九〇年四月五日に発生したウイグル族の大規模騒乱であるバレン郷事件の影響が大きい。同年夏に新疆ウイグル自治区を訪問した江沢民は、この騒乱を国内外の組織が計画的に引き起こした事件とみて、民族問題の芽は萌芽段階のうちに摘み取る方針

を決めた。<sup>(40)</sup>そして「敵対勢力」の破壊活動を防止するために、ウルムチ市、カシュガル市、伊寧市などで武装警察を強化し、許可なくデモなどを行わせてはならないなどと述べていた。<sup>(41)</sup>

第二に、ヒマラヤに囲まれたチベットと異なって、新疆は外国へ道が通じていること、宗教、民族、言語などの面で周辺国とのあいだに同質性が存在することなどから、チベット以上に国外の影響を受けやすいとの認識を示している。また、国際的な「敵対勢力」が中国の「北方の内モンゴル民族分裂主義分子」、「西南のダライ・ラマ集団」、「西北の東トルキスタン」、「東南の台湾独立」を支持し、さらには中国・ベトナム・ラオスにまたがる地域で「苗族王国」の樹立を企てており、中国に対する政治的包囲網を形成すると同時に、国家を分裂させようとしていると強く非難している。

第三に、一九八〇年代末以降、国外の民族運動組織<sup>(42)</sup>が活動を活発化し、(1)新疆ウイグル問題の国際化、(2)民族衝突の拡大化、(3)民族の単一化、(4)闘争の武装化の「四化」を狙っているとし、とくに台湾、チベット、内モンゴルそれぞれの運動組織が相互に連携をとりあう傾向に強い警戒感を示している。<sup>(43)</sup>

第四に、アフガニスタンやチェチェンの影響を受けて、新疆でも武装暴動が少なからず発生しているとの認識を示

している。とくに秘密地下組織への警戒が具体的に述べられており、長期的な闘争に備えるために作られた地下の秘密基地のうち、二〇〇〇年一月二八日にカシユガルで発見された地下室は長さ一〇メートル、高さ三メートル、幅一・五メートルで、照明と宿泊施設があつておよそ一〇〇〇人の収容が可能だったとし、こうした空間が武装暴動の活動拠点になっていると説明している。

第五に、「民族分裂活動」が宗教活動と密接に関連しており、メッカ巡礼、モスク、経文学校などを通じて漢族排斥や新疆独立の思想を教育しているとの認識を示している。

以上のような状況認識のなかで、新疆ウイグル自治区においては、厳しい政策が展開されていった。

## (二) 新疆ウイグル自治区における民族政策の展開

新疆ウイグル自治区で展開された民族政策をあえて一言で表現すれば、それは多民族間の共通性を「創造」していくプロセスであつたといつてよい。

新疆ウイグル自治区では一九九六年からは国家観、民族観、宗教観、文化観、歴史観の「五観教育」を推進し、二〇〇四年からは祖国、中華民族、中華文化、中国の特色ある社会主義に対する「四つの共通認識」を樹立するための教育が推進されてきた。<sup>(4)</sup> また本稿の冒頭で述べたように、

漢語と少数民族母語の「バイリンガル教育」を通じて、実質的に漢語教育を推進してきた。これらの政策に共通するのは、少数民族にとつても中国が祖国であること、少数民族も中華民族の一員であること、少数民族の歴史も中国史の一部であることなど、国家、民族、文化、歴史の共有認識を育み、少数民族を中華民族・中華文化に包摂しようとする狙いである。

国家機関幹部・職員のみならず、少数民族の採用についても、少数民族の役割を相対化しようとする傾向がみられる。二〇〇一年に改正された「民族区域自治法」では、人民政府の構成員や自治機関の幹部への少数民族の採用について、従来の「できるだけ多く採用しなければならない」が「合理的に採用しなければならない」へと変更されている。またある論者は、これまで「民族自治」の側面を強調しすぎたために多くの幹部と大衆のなかに「民族区域自治Ⅱ民族自治Ⅱ単一民族自治という偏った見方」が定着してしまつたとし、「単一民族自治をかたくなに堅持することは、『自治民族』と『非自治民族』の文化的な参考や融合にとつて不利であり、国家統一、社会安定、民族団結に対しても深い負の影響をもたらすことになる」と述べ、新疆においても「自治Ⅱ公務員や幹部の民族比率」の考えが少数民族に広がっており、「自民族中心主義」を形成する土壌になつてると批判する。<sup>(5)</sup>

漢族と少数民族の間には宗教、言語、文化など様々な点で実際には多くの相違点があるが、「中華」概念を使った国家統合は、民族間の相違性よりも共通性を重視し、さらにいえばその共通性を政治的に創造していかうとするプロセスといえる。中国は「中華民族全体の利益を維持し擁護する」という観点から、思想認識を統一<sup>46</sup>することによって、国家統合を強化しようとしているが、それは民族区域自治における「区域自治」優先の発想に基づく政策と云ってよい。

一方、民族問題を封じ込めるために、中国は対外関係においても様々な政策を打ち始めた。前述した二〇〇〇年の江沢民講話が「国外民族分裂主義勢力の活動拠点がある国に対しては、相互協力関係を利用することで、それらの国々に断固とした措置をとるよう促さなければならぬ」と述べているように、一九九〇年代以降にウイグル族の在外運動が活動を活発化すると、中国は新疆ウイグル自治区に隣接する中央アジア諸国との二国間関係を強化してウイグル問題の封じ込めを狙った。さらに中国は、一九九六年にロシア・中央アジア諸国と上海フアイブを結成し、一九九八年七月には分離主義やテロリズムへの協力関係を強化することで合意し、二〇〇一年六月の上海協力機構結成で、ウイグル・チェチェン・ウズベクイスラム問題に共同対処するリージョナルな多国間枠組みを形成した。また

二〇〇一年九月の同時多発テロ後は、国際社会の対テロ闘争にウイグル問題をリンクし、グローバル・イシュー化による封じ込めをねらった。

このプロセスで中国が主な標的としたのは「東トルキスタン・イスラム運動」など姿の見えない組織であり、国際社会からもある程度の支持を得ることができたようにみえる。しかし今日中国が直面している問題は、二〇〇九年七月のウイグル族の騒乱で注目を集めた世界ウイグル会議のように、表舞台で活動する組織をどう封じ込めるかにあり、これらの組織に対しては中国が問題視すればするほどかえって彼らの存在感を国際社会に示すジレンマを抱え込んでいる。中国にとって民族問題は、民族区域自治制度によって解決しようような単なる国内問題ではなくなっており、対外関係と密接にリンクする問題になったのである。

### (三) 二〇〇九年七月の民族騒乱の意味

二〇〇九年七月に新疆ウイグル自治区で発生した民族騒乱の意味をとらえ直すには、七月五日のウイグル族騒乱と七月七日の漢族騒乱をあわせて考える必要がある。というのは、その後の政治展開を追ってみると、中国にとっての政治的脅威はウイグル族の騒乱よりもむしろ漢族の騒乱にあったと考えられるからである。

騒乱発生後にウルムチで全面的な交通管制が敷かれたの

は七月七日の午後九時から翌朝八時までのことだが、その理由について王樂泉自治区党委書記(当時)は、漢族のデモによってウイグル族との対立関係が深まり社会秩序が乱れた点を挙げている。また胡錦濤国家主席がサミットを欠席しイタリアから急ぎよ帰国したのも、漢族騒乱後の七月八日のことだった。そして漢族騒乱はウイグル族への民族間の反発から、やがて政府批判へと性質をかえ、数万人規模の騒乱が再発する事態に発展した。

そのきっかけとなったのは、騒乱から一か月後の八月にウルムチで発生した「注射針刺傷事件」である。不特定多数の人々が次々と注射針を刺されるというこの事件の存在は、八月初旬から口コミで広まっていたらしいが、当初マスメディアでの注意喚起が抑制され、職場や学校を通じての喚起にとどまったという。その結果、被害者数がさらに膨れ上がり、政府の対応に不満を募らせた漢族住民が九月三日に数万人規模のデモをおこした。その混乱で五名が死亡したこともあり、九月五日にウルムチ市党委員会書記栗智が解任される事態となった。マスメディアでの注意喚起が抑制されたのは、社会安定と民族団結を訴える胡錦濤国家主席の自治区訪問が八月二二日から二五日に予定されていたためとみられる。

このように民族自治地方に居住する漢族住民による騒乱が市党委員会書記の解任にいたったことは、民族自治地方

の政治社会を安定させようとするれば、マジョリテイ集団である漢族の不満を抑制することが、何よりも重要な政治課題となったことを意味する。したがって、少数民族が公的異議を申し立てたとしても、政府は少数民族の優遇策を拡大し不満を抑制するような政策を容易にとれなくなった。そのような対応をとれば、漢族からさらなる反発を招く可能性が高いからである。民族自治地方が安定するかどうかのカギは、民族区域自治制度を通じて少数民族を如何に統治するかという問題にとどまらなくなったのである。

## おわりに

二〇〇九年七月の民族騒乱からすでに一年以上が経過した。この間、新疆ウイグル自治区では様々な条例が制定され、関連会議が開催された。

二〇〇九年一二月二九日には、「新疆ウイグル自治区民族団結教育条例」(二〇一〇年二月一日施行)が制定され、第三条で「民族団結教育」を「公民に対し、愛国主義教育を核心的内容として、民族理論などを学習させることである」と定義したほか、第二三条で「五観教育」、国家・公民・法律・中華民族意識、「四つの共通認識」を形成することなどが盛り込まれ、毎年五月を自治区の民族団結教育月間とすることが明記された。また同じく一二月二

九日には、ウイグル騒乱の発生を踏まえて「新疆ウイグル自治区社会治安综合治理条例」が修正され、さらに厳しい法的措置がとられることになった。二〇一〇年三月末には「全国新疆対口支援工作会議」が開催され、地方同士による経済援助システムである対口支援の拡大が決められたほか、四月には約一五年にわたって新疆ウイグル自治区のトップに君臨した王楽泉にかわって、張春賢（前湖南省省委書記）が後任についた。

こうした一連の政策の総仕上げといえるのが、二〇一〇年五月一七日から一九日に開催された「中央新疆工作座談会」であった。チベット工作座談会はすでに五回開催されているが、新疆工作座談会はこれが初めての開催であった。新疆工作座談会の内容をここで詳細に論じることはないが、公表された数々の文献から明らかになるのは、この会議が「新疆というエリア」をどうするかについて議論することに重点がおかれ、「少数民族」をどうするかという民族問題の改善策を論じる場ではなかったということである。

例えば、新疆ウイグル自治区に経済振興のために多額の資金が投入されることになっているが、対口支援を強化しようとする新疆では、自治区の経済成長によって漢族人口がさらに増加する可能性が高い。民族問題の観点に立てば、沿海部との地域間格差よりもコミュニティレベルの経

済格差のほうがより深刻な問題を引き起こすのであり、自治区における民族間の富の分配に対する慎重な配慮が求められる。しかし、漢族住民の不満を爆発させないことが新疆ウイグル自治区の安定につながることを学習した中国政府が、少数民族への経済的配慮を着実に実行できるかどうか、大きな疑問が残る。

民族自治地方のかたちは建国から半世紀近い時間をかけて徐々に形成されてきた。それは、漢族と異なる文化社会を持ち、かつ絶対人口の多い少数民族が居住する国境周縁の広大なエリアを、一つの国家のなかに掌握していく壮大な実験にほかならなかった。こうしたエリアを安定的に統治するための制度が民族区域自治制度で、それは憲法にも書きこまれ、人民代表大会制度、政治協商会議制度とともに中国の基本的な政治制度に位置づけられてきた。しかし、民族区域自治制度を中核とした民族政策は、少数民族の多様性よりも「中華民族」としての共通性を創造する方向に大きな舵を切った。民族区域自治制度そのものは今後も保持されつつあるであろうが、中国における国家と民族のありかたは、建国六〇周年を経て、新たな段階に入りつつあるのである。

注

- cn/news/content/2010-10/08/content\_5287318.htm)を参照の  
る。
- 〈7〉「國務院關於進一步貫徹實施《中華人民共和國民族區域自治法》若干問題的通知」(一九九一年二月八日)、中共中央文獻研究室、中共新疆維吾爾自治區委員會編『新疆工作文獻選編(一九四九—二〇一〇年)』(中央文獻出版社、二〇一〇年)、三四五頁などを参照のる。
- 〈8〉江沢民「促進新疆發展繁榮和長治久安」(一九九八年七月九日)、前掲『新疆工作文獻選編』、四三二頁。
- 〈9〉周恩来「關於人民政協的幾個問題」(一九四九年九月七日)、中共中央統戰部『民族問題文獻編一九二・七一—一九四九・九』(中共中央黨校出版社、一九九一年)、一六七頁。
- 〈10〉民族自治地方の成立時期などを一覽表にまとめたものとしては、全國人代常委會弁公庁研究室組織編『中國民族區域自治制度』(中國民主法制出版社、二〇〇九年)、一一—一九頁などを参照のこと。
- 〈11〉詳細は、拙稿「内モンゴル人民革命党と中国共産党による地域統合——二〇世紀半ばまでの政治展開」アジア政経学会「アジア研究」第四四卷第四号(一九九九年二月)を参照のこと。
- 〈12〉二〇〇〇年に実施された人口調査について少数民族に関する詳細なデータは、國家統計局人口和社会科技統計司、國家民族事務委員會經濟發展司編『二〇〇〇年人口普查 中國民族人口資料』上下冊(民族出版社、二〇〇三
- 〈1〉「Students Protest Language Change」[Radio Free Asia] <http://www.rfa.org/english/news/tiber/language-10192010170120.html>
- 〈2〉「Language Protests Spread to Beijing」[Radio Free Asia] <http://www.rfa.org/english/news/tiber/language-10222010174455.html>
- 〈3〉「青海中長期教育改革和發展規劃綱要(2010-2020年)」[「新華網」] [http://news.xinhuanet.com/edu/2010-09/23/c\\_12598473.htm](http://news.xinhuanet.com/edu/2010-09/23/c_12598473.htm)
- 〈4〉國務院弁公庁「國務院弁公庁關於嚴格執行党和国家民族政策有關問題的通知」(二〇〇八年四月二三日)。
- 〈5〉青海省人民政府弁公庁「青海省人民政府弁公庁転發國務院弁公庁關於嚴格執行党和国家民族政策有關問題通知的通知」(二〇〇八年五月一八日)。
- 〈6〉新疆ウイグル自治区におけるバイリンガル教育の推進と現状については、アナトラ・グリジヤナティ『中国新疆ウイグル自治区における少数民族双語教育に関する研究』九州大学人間環境学府博士論文(二〇一〇年三月)が詳しい。また新疆ウイグル自治区ではつい最近「自治区少数民族学前和中小学双語教育二〇一〇至二〇二〇年發展規劃(意見征求稿)」がだされ、漢語を教授用言語とするまでのタイムスケジュールが明示されている。「新疆二〇二〇年将全面及双語教育」[天山網] (<http://www.tianshanet.com>).

年)に詳しい。

〔13〕「中国共産党第二回全国大会宣言」日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第一卷(勁草書房、一九七〇年)、一三九頁。

〔14〕加々美光行『知られざる祈り——中国の民族問題』(新評論、一九九二年)、九五頁。

〔15〕「中国共産党第六次全国代表大会通過的政治決議案」(一九二八年七月九日)中共中央統戰部、前掲『民族問題文献彙編』、八六頁。

〔16〕「中国蘇維埃の十大政綱——摘全国蘇維埃区域代表大會政治決議案」(一九三〇年五月)、同右書、一一九—一二〇頁。

〔17〕「中国国内の少数民族問題についての決議」日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第五卷(勁草書房、一九七二年)、四八一—四八四頁。

〔18〕「中華ソビエト共和国憲法大綱」日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第七卷(勁草書房、一九七三年)、一二九—一三三頁。

〔19〕「中共中央關於蒙古工作應以援綏抗日為中心的指示」(一九三七年二月三日)、前掲『民族問題文献彙編』、四四一—四四九頁。

〔20〕「新段階論」日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第九卷(勁草書房、一九七四年)、三三七頁。

〔21〕史筠『民族法制研究』(北京大学出版社、一九八六

年)、六一頁。

〔22〕「連合政府論」『解放日報』一九四五年五月二日。邦訳は、日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』一九四五年—一九四七年』第一卷(日本国際問題研究所、一九六三年)。

〔23〕『毛沢東選集』第三卷第一版(人民出版社、一九五三年)。

〔24〕周恩来、前掲「關於人民政協的幾個問題」、一二六—一二六七頁。

〔25〕詳しくは、国分良成、星野昌裕「中国共産党の民族政策——その形成と展開」可児弘明、国分良成、鈴木正崇、関根政美編著『民族で読む中国』朝日選書五九五(朝日新聞社、一九九八年)を参照のこと。

〔26〕劉少奇「中国共産党第八次全国代表大会における劉少奇副主席の政治報告」(一九五六年九月一日)日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第五卷(日本国際問題研究所、一九七一年)、二四四頁。

〔27〕内蒙古自治区档案局、内蒙古自治区档案館『内蒙古自治区大事記』(内蒙古人民出版社、一九八八年)、一〇—一〇二頁。

〔28〕陳東林、苗棟、李丹慧主編『中国文化大革命事典』(中国書店、一九九六年)、七九四—七九五頁。

〔29〕(1)人民解放軍の撤退と軍事施設の撤去によるチベット全土の平和地帯化、(2)民族としてのチベット人の存在を危うくする漢族の大量移住政策の停止と流入漢族の帰還、(3)

チベット人の基本的人権と民主的自由の尊重、(4)チベットの自然環境の回復と保護および核関連施設の撤去、(5)将来のチベットの地位ならびにチベット人と中国人の関係についての真摯な交渉の開始。

〈30〉『新中国民族工作大事概覽』（華文出版社、二〇〇一年）、六九八頁。

〈31〉「自治区党委常委擴大會議傳達趙紫陽關於拉薩騷亂原因的提法」中共西藏自治區委員會党史研究室編著『中國共產黨西藏歷史大事記 一九四九—二〇〇四』第一卷（中共党史出版社、二〇〇五年）、五〇一頁。

〈32〉「班禪就拉薩騷亂事件和對達賴喇嘛看法等問題答聯邦德國記者問」、同右書、五〇二頁。

〈33〉「拉薩三大寺和大昭寺當前亟待解決的幾個問題處理意見」、同右書、五〇三頁。

〈34〉「班禪召開三大寺等喇嘛代表座談會」、同右書、五〇四頁。

〈35〉「關於寺廟政治清理工作總結報告」、同右書、五二二頁。

〈36〉「當前西藏工作的幾個問題」、同右書、五二五頁。

〈37〉「中央政治局常委會討論西藏工作會議紀要」、同右書、五五一頁。

〈38〉『西藏日報』二〇〇五年八月三日。チベット自治区では天安門事件以降すなわち江沢民時代を説明する際、「一つの転換点、二つの里程碑」との表現が用いられることがある。「転換点」とはここで取り上げた「紀要」のことを

指し、「二つの里程碑」とは一九九四年七月の第三回チベット工作座談会と、二〇〇一年六月の第四回チベット工作座談会を指す。また二〇〇八年三月のチベット騷乱後に賈慶林が行った講話でも、一九八九年一〇月の中央政治局常務委員会の決定をもって、「チベット工作の政策な方向を確定した」と述べられている。中共中央文献研究室編『十七大以来重要文献選編』上（中央文献出版社、二〇〇九年）、三六八—三六九頁。

〈39〉江沢民「正確認識新疆歷史、堅決反對民族分裂」（二〇〇〇年一〇月一日）、前掲『新疆工作文獻選編』、四七〇—四九一頁。この講話は『江沢民文選』には掲載されていないが、胡錦濤「高舉民族團結和祖國統一的旗幟、全心全意為新疆各民族人民謀利益」、前掲『新疆工作文獻選編』、五〇四—五〇六頁で内容が触れられている。

〈40〉江沢民「把新疆社會主義建設和改革事業不斷推向前進」（一九九〇年八月二日—九月一日）、前掲『新疆工作文獻選編』、三一九頁。

〈41〉江沢民「加強民族團結、維護社會穩定」（一九九〇年九月）金炳鎬『民族綱領政策文獻選編』（中央民族大學出版社、二〇〇六年）、七四八頁。

〈42〉この点については、拙稿「少数民族の在外運動組織」佐々木智弘編『現代中国の政治変容』（アジア経済研究所、二〇〇五年）を参照のこと。

〈43〉江沢民が取り上げた事例の一部を以下に示しておきたい。ただしこれらの事例について筆者が事実確認を行って

いるわけではない。(1)一九九七年に「東トルキスタン」勢力のリーダーが台湾を訪問し、民進党の陳水扁が「東トルキスタン」勢力を支持した。(2)一九九八年二月に「東トルキスタン」勢力とチベットの独立勢力が同時に台湾を訪問し、『台、藏、内蒙、東突独立運動共同宣言』に調印した。(3)一九九七年七月に「東トルキスタン」勢力が、「中共が台湾を武力侵攻」した場合に二〇万人の教徒を動員して台湾を援助すると述べた。(4)二〇〇〇年五月にアメリカで、台湾、チベット、「東トルキスタン」各勢力に、「民主化運動」(中国語で「民運」)が加わり、「自由アジア同盟」の樹立を訴えた。

〈44〉 曾和平編著『新疆民族区域自治經驗研究』(新疆人民出版社、二〇〇九年八月)、新疆維吾爾自治區党委宣傳部編『四個認同“讀本”』(新疆人民出版社、二〇〇四年)などを参照。

〈45〉 馬大正『国家利益高于一切——新疆穩定問題的觀察与思考』(新疆人民出版社、二〇〇三年)、一八八一—一八九頁。

〈46〉 江沢民、前掲「正確認識新疆歷史、堅決反对民族分裂」、四八六頁。

〈47〉 同右、四八七頁。

〈48〉 「王樂泉発表電視講話」『新華網』([http://news.xinhuanet.com/politics/2009-07/07/content\\_11668718.htm](http://news.xinhuanet.com/politics/2009-07/07/content_11668718.htm))。

〈49〉 「新疆維吾爾自治區社会治安總台治理条例」『天山網』([http://www.tianshan.net.com.cn/news/content/2010-01/04/content\\_4685511.htm](http://www.tianshan.net.com.cn/news/content/2010-01/04/content_4685511.htm))。